

災 害 の 概 要

令和元年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、5,730 億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去 5 ヶ年（26 災～ 30 災）平均 3,422 億円に対して約 167.5 %にあたる。また所管別にみると、国土交通省 5,625 億円（全体の 98.2 %）、農林水産省 104 億円（同 1.8 %）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が 464 箇所 で 1,044 億円（18.6 %）、補助事業が 15,361 箇所 で 4,479 億円（79.6 %）、水資源機構分が 12 箇所 で 102 億円（1.8%）であり、国土交通省所管事業の過去 5 ヶ年平均 3,027 億円に対して約 185.8 %にあたる災害が発生した。

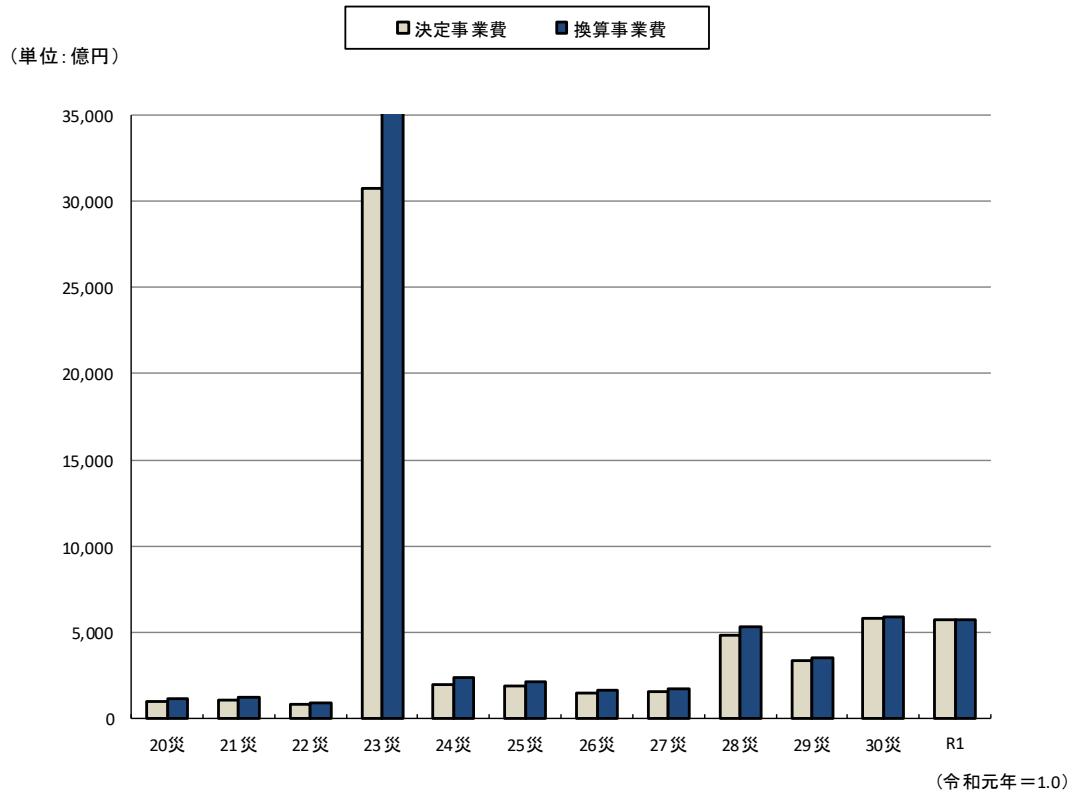
主な災害としては、「令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨（秋雨前線豪雨、台風第 10 号、第 13 号、第 15 号、第 17 号）による災害」、「令和元年 10 月 11 日から同月 26 日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第 19 号、第 20 号、第 21 号）による災害」などが挙げられる。

公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては、「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害として、「令和元年 10 月 11 日から同月 26 日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第 19 号、第 20 号、第 21 号）による災害」が令和元年 11 月 29 日政令第 142 号をもって指定された。

また、「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害として、「令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨（秋雨前線豪雨、台風第 10 号、第 13 号、第 15 号、第 17 号）による災害」が令和 2 年 3 月 13 日付政令第 48 号をもって指定された。

また、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、福島県及び岩手県宮古市外 79 市町村が告示された。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移



	20 災	21 災	22 災	23 災	24 災	25 災	26 災	27 災	28 災	29 災	30 災	R1 災
決定事業	968	1,067	803	30,750	2,009	1,865	1,502	1,588	4,878	3,363	5,778	5,730
換算事業	1,123	1,270	948	35,978	2,351	2,145	1,652	1,731	5,317	3,565	5,894	5,730

(注) デフレーター（国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室算出）は、土木総合工事費指数（平成 23 年度＝ 100）の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は令和元年度を 1.00 として換算した。また、使用した指数のうち平成 30 年度、令和元年度は暫定値である。